

## 第15 その他恵まれない人々の援護

### 1 災害救助

---

わが国においては、気候風土の関係上、例年風水害などの災害が発生し、多くの人的物的被害を受けているのであるが、このような災害時における被災者の応急保護を図るための制度として災害救助法がある。

この法律による救助は、ア 社会秩序に影響を及ぼす一定規模以上の災害について行なわれるものであること。イ 国の責任において地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに行なわれるものであること。ウ 被災者に対する応急的一時的救助であつて災害復旧対策とは異なるものであること等に特色がある。

---

---

## 第15 その他恵まれない人々の援護

### 1 災害救助

#### (1) 制度の概要

---

災害救助法による救助は、国の機関として都道府県知事が救助実施上の権限と義務をもっている。なお、市町村長は、都道府県知事が行なう救助義務を補助し、又は委任を受けて救助の実施に当り、また日本赤十字社は、その使命にかんがみ医療等の救助に当ることが定められている。

---

## 第15 その他恵まれない人々の援護

### 1 災害救助

#### (1) 制度の概要

##### ア 災害救助法の発動

災害救助法の発動は、市町村を単位として、その人口に応ずる住家の滅失世帯数(全壊戸数に対し半壊1/2、床上浸水1/3として換算した数)に基づいてその要否を認定する(第15-1表)こととされているが、住家の被害が一定数以上に達しなくても多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合は法の発動ができることになっている。

第15-1表 災害救助法の適用基準

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000 ~ 15,000	40
15,000 ~ 30,000	50
30,000 ~ 50,000	60
50,000 ~ 100,000	80
100,000 ~ 300,000	100
300,000 以上	150

厚生省社会局調べ

## 第15 その他恵まれない人々の援護

### 1 災害救助

#### (1) 制度の概要

##### イ 救助の種類

---

災害救助法に定められている救助の種類は,(ア) 収容施設の給与(避難所,応急仮設住宅),(イ) 炊出し,飲料水の供給,(ウ) 被服寝具その他の生活必需品の給与,(エ) 医療及び助産,(オ) 被災者の救出,(カ) 住宅の応急修理,(キ) 生業資金の貸与(ク) 学用品の給与,(ケ) 埋葬,(コ) 死体の搜索,(サ) 死体の処理,(シ) 障害物の除去の12種類であるが,これら救助の程度,方法及び期間については一定の基準が定められており,その基準に従って救助が行なわれる。

救助の内容は,必要最少限度のものに限られており,給付の方法も混乱時において迅速性と確実性を確保し保護の目的を達するため,物資の支給又は労力等の提供によるいわゆる現物給付を原則としている。

---

## 第15 その他恵まれない人々の援護

### 1 災害救助

#### (1) 制度の概要

#### ウ 救助の費用

災害救助に要する費用は,都道府県が支弁し,国は年間を通じて都道府県が支弁した費用の合計額が100万円以上に達した場合に,第15-2表のように,都道府県の財政力と救助費の程度に応じ50~90%までの負担率で,その費用を負担することになっている。

第15-2表 災害救助費の国庫負担

第 15—2 表 災害救助費の国庫負担	
都道府県の普通税収入見込額と救助費の程度	国 庫 負 担 率
救助費が普通税収入見込額の $\frac{2}{100}$ 以下の部分の額	$\frac{50}{100}$
救助費が普通税収入見込額の $\frac{2}{100}$ をこえ $\frac{4}{100}$ 以下の部分の額	$\frac{80}{100}$
救助費が普通税収入見込額の $\frac{4}{100}$ をこえる部分の額	$\frac{90}{100}$
厚生省社会局調べ	

## 第15 その他恵まれない人々の援護

### 1 災害救助

#### (2) 最近の災害救助法の適用状況等

過去5年間における法の適用状況は第15-3表のとおりである。

第15-3表 災害救助法適用状況及び災害救助費国負担状況

	33年度	34	35	36	37
法適用都道府県延べ数	45	61	34	58	40
法適用都道府県実数	26	33	22	33	25
法適用市町村延べ数	211	799	88	512	203
災害救助費支出額(千円)	330,995	4,936,500	170,846	1,435,468	213,441
災害救助費国庫負担額(千円)	139,398	4,027,797	74,833	757,403	106,720
国庫負担対象都道府県数	9	19	7	22	20

厚生省社会局調べ

昭和37年度は法の適用された市町村は203に達するが、主要なものとしては7月の北九州水害(4県27市町村)及び台風第9号による水害(北海道35市町村)があつたほか、宮城県北部地震、十勝岳、三宅島雄山の爆発及び38年1月の裏日本一帯の豪雪と特異な災害が相次いで発生している。特に雪害による法の適用市町村は、37年度の適用市町村数の約50%を占める109市町村に及んだ。

37年度に発生した災害において国庫負担対象の都道府県は20都道府県に達し、救助費総額約2億円に対し、国庫負担額は約1億円となつている(第15-3表)。

なお、救助の実施状況及び被害状況は第15-4表及び第15-5表のとおりである。

第15-4表 災害救助の実施状況

第15-4 災害救助の実施状況

	33年度	34	35	36	37
収容施設の給与 { 避難所への収容 (延べ人)	238,282	4,901,596	230,464	994,594	487,759
{ 応急仮設住宅の設置 (戸)	1,277	15,530	646	5,437	440
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与 (延べ人)	655,597	12,758,944	283,098	1,179,180	461,757
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (世帯)	116,077	353,934	26,449	204,881	25,846
住宅の応急修理 (戸)	467	30,565	603	11,676	512
生業に必要な資金の貸付 (件)	245	2,386	240	735	0
学用品の給与 (延べ人)	17,192	309,021	31,952	109,749	18,628
埋 葬 (件)	730	4,622	56	133	100
住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等の除去 (戸)	—	1,512	33	382	6,710

厚生省社会局調べ

第15-5表 災害救助法適用市町村における被害状況の推移

第15-5表 災害救助法適用市町村における被害状況の推移

	適用市町村数	人 的 被 害				住 家 の 被 害						備 考 (主要災害)
		死者	行方不明者	負傷者	計	全壊 (焼)	流失	半壊 (焼)	床上浸水	床下浸水	計	
33年度	211	849	340	2,066	3,255	2,260	1,356	4,363	269,457	494,872	772,308	22号台風(狩野川水害)
34	799	4,954	221	74,873	80,048	44,200	6,791	168,783	174,995	299,687	694,456	15号台風(伊勢湾台風)
35	88	209	71	1,294	1,574	2,512	1,339	4,097	38,622	70,412	116,982	チリ地震津波
36	512	443	52	7,920	8,415	20,106	1,308	61,081	210,034	438,547	731,076	18号台風(第2室戸台風)
37	203	180	18	1,188	1,386	2,035	343	3,957	30,522	55,095	91,952	9号台風(北海道集中豪雨) 38年1月豪雪

厚生省社会局調べ

## 第15 その他恵まれない人々の援護

### 2 婦人保護

売春防止法が全面施行(昭和33年4月)されて以来6年を経過し,その間にいわゆる赤線青線地域は解消したものの,最近は巧妙な手段方法による売春が一部の地域において根強く存在しているといわれる。

売春防止法においては,その性行又は環境に照して売春を行なうおそれのある女子は,これを要保護女子として刑罰を科するのではなく,保護し更生させることを趣旨としており,各都道府県本庁,各都道府県に設置されている婦人相談所,各都道府県及び市が設置している婦人相談員並びに都道府県,市町村又は社会福祉法人等が設置している婦人保護施設等が中心となつて,それらの保護厚生業務を実施している。

婦人相談所は,要保護女子に対する相談,調査,判定及び指導等を実施するもので,各都道府県に1か所ずつ合計46か所,婦人相談員は要保護女子の発見,要保護女子に対する相談及び指導などの業務を実施するもので,全国に475人,婦人保護施設は,要保護女子を收容保護し,その間必要な生活指導,職業指導等を実施するもので全国に65か所(收容定員2,665人……39年3月末現在)がそれぞれ設置されているが,これらが行なっている業務の状況は第15-6表,第15-7表のとおりである。

第15-6表 婦人相談所,婦人相談員の受付件数及び処理件数の推移

	婦 人 相 談 所				婦 人 相 談 員			
	34年度	35	36	37	34年度	35	36	37
受 付 件 数	16,073	17,334	19,060	17,890	23,174	26,800	31,189	36,331
処 理 件 数	16,035	16,980	20,683	19,815	22,950	26,790	33,328	38,054

厚生省社会局調べ

第15-7表 婦人保護施設收容延人員

34 年 度	35	36	37
492,440	532,365	503,494	474,425

厚生省社会局調べ

すなわち,婦人相談所又は婦人相談員がそれぞれ相談に応じ,厚生のための措置を行なつた件数は年ごとに増加しているが,婦人保護施設において收容保護した人員は,横ばいないしわずかではあるが減少の傾向を示している。しかし,これを要保護女子の質的な面でとらえると,法施行当初に比し,かなり顕著な変化が認められる。

その一は,売春経歴を有しない要保護女子の数がきわめて多くなつてきていることである。婦人相談所受付者について,売春経歴の有無を調べると,売春経歴のない者が36年度の50.3%が37年度には55.4%へ,これ



を婦人保護施設入所者について調べると、売春経歴のない者が36年度57.8%が37年度61.6%へとそれぞれ増加の傾向を示し、ともに過半数が売春経歴のない者である。このような事実は、要保護女子の態様が法施行当初と今日とではまったくその質を異にしていることを示すものであつて、婦人相談所、婦人相談員又は婦人保護施設が行なう業務も当然その重点が、要保護女子の転落後の保護更生よりは転落の未然防止に移つてきているということを示している。

その二は、要保護女子の知能程度が著しく低くなつてきていることである。38年5月現在婦人保護施設に収容保護している者についてみると、知能程度がきわめて低いと考えられるIQ29以下が1%、知能程度の低いもののなかでは中度のIQ49～30の者は約10%、それよりも軽度のIQ69～50の者は約25%であつて、合計約36%が知能指数70未満のいわゆる精神薄弱者である。

今日における婦人保護事業はこのような最近における要保護女子の変化に対応して婦人保護事業の実施態勢を整備し、都道府県本庁、婦人相談所、婦人相談員、婦人相談員が置かれている福祉事務所及び婦人保護施設が、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員及び更生保護事業を営む者等の関係機関の幅広い協力を得て実施することとしている。また婦人保護事業の内容としては、従来行なつていた要保護女子についての相談、調査、判定、指導及び収容保護等の保護更生事業のほか、売春をなくすための社会環境浄化に関する啓蒙活動を積極的に推進するとともに転落のおそれのある婦女子の発見及びその転落の未然防止に重点がおかれるべきであろう。

また、現在婦人保護施設に在所する要保護女子のうち、知能程度の著しく低い者については、これを別個の施設に長期にわたつて収容保護し、その更生指導を行なうことが望ましいので婦人保護長期収容施設を設置すべく、その設置費補助金を国庫に計上し(定員100人)、39年度中には事業を開始する予定となつている。

#### 厚生省関係主要日誌